

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第33号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表総務部の項中「法人局」を「教育・法人局」に改め、同表総合政策部の項中「国際局 情報統計局」を「計画局 国際局 次世代社会戦略局」に改め、同表保健福祉部の項中「健康安全局」を「健康安全局 感染症対策局」に改め、同表経済部の項中「食関連産業室 経済企画局」を「経済企画局 食関連産業局」に改め、同条第3項の表交通政策局の項及び経済企画局の項を削る。

第6条第2項の表法人局の項中「法人局」を「教育・法人局」に、「法人団体課 独立行政法人課」を「総合教育推進課 法人団体課 大学法人課」に改め、同表政策局の項中「政策局」を「計画局」に、「総合教育推進課」を「統計課」に改め、同表情報統計局の項中「情報統計局」を「次世代社会戦略局」に、「情報政策課 統計課」を「デジタルトランスフォーメーション推進課 情報政策課 科学技術振興課」に改め、同表健康安全局の項の次に次のように加える。

感 染 症 対 策 局	感染症対策課
-------------	--------

第6条第2項の表福祉局の項中「地域福祉課 施設運営指導課」を「地域福祉課」に改め、同表経済企画局の項中「経済企画課」を「経済企画課 国際経済課」に改め、同項の次に次のように加える。

食 関 連 産 業 局	食産業振興課
観 光 局	観光振興課

第6条第2項の表産業振興局の項中「産業振興課 科学技術振興課」を「産業振興課」に改め、同条第3項の表スポーツ振興課の項の次に次のように加える。

環境・エネルギー課	省エネ・新エネ促進室
-----------	------------

第6条第3項の表建築保全課の項を削る。

第7条第2項の総務部法人局の事項中「総務部法人局」を「総務部教育・法人局」に改め、同事項第5号中「道が設立した地方独立行政法人」を「北海道公立大学法人札幌医科大学」に改め、同号を同事項第6号とし、同事項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 総合教育会議の運営及び教育関連施策の総合調整に関すること（教育委員会の所掌に属するもの及び他部の主管に属するものを除く。）。)

第7条第2項の総合政策部政策局の事項第3号から第8号までを削り、同事項の次に次の1事項を加える。

総合政策部計画局

- （1） 道の総合計画に関すること。
- （2） 政策評価に関すること。
- （3） 国費予算の総合調整に関すること。
- （4） 社会資本整備の総合調整に関すること。
- （5） 土地水対策の企画及び総合調整に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。)
- （6） 統計調査の総合調整に関すること。

第7条第2項の総合政策部情報統計局の事項を次のように改める。

総合政策部次世代社会戦略局

- （1） 未来技術の活用及び行政のデジタル化の推進に関すること。
- （2） 情報化の総合的な推進に関すること。
- （3） 科学技術の振興に関すること。
- （4） 地方独立行政法人北海道立総合研究機構の運営に関すること。

第7条第2項の保健福祉部健康安全局の事項第6号中「衛生研究所及び」を削り、同事項の次に次の1事項を加える。

保健福祉部感染症対策局

- （1） 感染症の予防及び医療に関すること。
- （2） 衛生研究所に関すること。

第7条第2項の経済部食関連産業室の事項を削り、同項の経済部経済企画局の事項の次に次の1事項を加える。

経済部食関連産業局

- （1） 食関連産業の振興に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること（他部局の主管

に属するものを除く。))。

- (2) 道産食品の輸出の拡大に関すること(他部局の主管に属するものを除く。))。
- (3) 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区に関すること。
- (4) 地域食品加工技術センターに関すること。
- (5) マーケティング支援に関すること。
- (6) 食クラスター活動の推進に関すること。
- (7) 道産ワインの振興に関すること(他部局の主管に属するものを除く。))。

第7条第2項の経済部産業振興局の事項第3号を削り、同条第3項の総合政策部交通政策局新幹線推進室の事項及び経済部経済企画局国際経済室の事項を削る。

第8条の5(見出しを含む。)中「総務部法人局」を「総務部教育・法人局」に改め、同条の学事課の事項の次に次のように加える。

総合教育推進課

総合教育会議の運営及び教育関連施策の総合調整に関すること(教育委員会の所掌に属するもの及び他部の主管に属するものを除く。))。

第8条の5の独立行政法人課の事項中「独立行政法人課」を「大学法人課」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とする。

第9条の3(見出しを含む。)中「総合政策部政策局」を「総合政策部計画局」に改め、同条の総合教育推進課の事項を削り、同条に次の1事項を加える。

統計課

- (1) 統計調査の総合調整に関すること。
- (2) 統計調査の実施に関すること(他課の主管に属するものを除く。))。
- (3) 統計資料の収集、整理、保存及び公表に関すること。

第9条の5を次のように改める。

(総合政策部次世代社会戦略局の課)

第9条の5 総合政策部次世代社会戦略局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

デジタルトランスフォーメーション推進課

- (1) 情報化施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 未来技術の活用及び行政のデジタル化の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 市町村における行政のデジタル化に係る支援に関すること。

情報政策課

- (1) 情報システムの運営に係る指導及び支援に関すること(他部課の主管に属するものを除く。))。
- (2) 庁用情報通信基盤の整備及び運用管理に関すること。

科学技術振興課

- (1) 科学技術の振興に関すること。

(2) 知的財産に関すること(他部課の主管に属するものを除く。))。

(3) 研究開発に係る産学官連携に関すること。

(4) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構の運営の推進管理に関すること。

第9条の8の交通企画課の事項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 新幹線鉄道の建設の促進に関すること。

第11条第1項の道民生活課の事項中第19号を第20号とし、第4号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 再犯の防止に係る企画及び総合調整並びに推進に関すること(他部の主管に属するものを除く。))。

第11条第1項の道民生活課の事項に次の1号を加える。

(2) 性暴力被害者支援に関すること。

第11条第2項中「第14号から第19号まで」を「第15号から第21号まで」に改める。

第11条の4のアイヌ政策課の事項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) アイヌの人々の歴史、文化等への正しい理解の促進に関すること。

(3) アイヌの人々の生活向上に関すること。

第11条の4のアイヌ政策課の事項に次の2号を加える。

(4) アイヌ文化の振興に関すること。

(5) その他アイヌ政策の推進に関すること。

第12条の3の地域保健課の事項第8号中「衛生研究所及び」を削り、同事項中第9号から第17号までを削り、第18号を第9号とし、第19号を第10号とする。

第12条の6を第12条の7とする。

第12条の5の高齢者保健福祉課の事項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同事項第8号中「介護支援専門員」を「介護人材」に改め、「並びに登録及び管理」を削り、同号を同事項第7号とし、同事項に次の1号を加える。

(8) 指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に関すること。

第12条の5を第12条の6とする。

第12条の4の地域福祉課の事項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同事項に次の1号を加える。

(10) 社会福祉法人その他の社会福祉事業団体及び社会福祉施設並びに社会福祉事業に関すること(他課の主管に属するものを除く。))。

第12条の4の施設運営指導課の事項を削り、同条の障がい者保健福祉課の事項に次の1号を加える。

(8) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者に関

関すること。

第12条の4を第12条の5とし、第12条の3の次に次の1条を加える。

（保健福祉部感染症対策局の課）

第12条の4 保健福祉部感染症対策局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

感染症対策課

- (1) 感染症の予防及びまん延防止に関すること。
- (2) 感染症患者に対する医療に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 衛生研究所に関すること。

第13条の2に次の1事項を加える。

国際経済課

- (1) 貿易の振興に関すること。
- (2) 海外との経済交流に関する情報収集及び調整に関すること。
- (3) A S E A N事務所に關すること。

第13条の7を第13条の9とし、第13条の6を第13条の8とする。

第13条の5の環境・エネルギー課の事項中第13号及び第14号を削り、第12号を第16号とし、第2号から第11号までを4号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 環境関連産業の振興に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 省エネルギーの促進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 新エネルギーの開発及び導入に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 水素関連産業に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第13条の5に次の1項を加える。

2 省エネ・新エネ促進室の分掌事務は、前項の環境・エネルギー課の分掌事務のうち第3号から第5号までに掲げる事務とする。

第13条の5を第13条の7とする。

第13条の4の産業振興課の事項を次のように改める。

産業振興課

- (1) 製造業の振興に関すること。
- (2) 産業技術の振興に関すること。
- (3) 産業技術に係る試験研究等の調整に関すること。
- (4) 工業技術センターに関すること。
- (5) 情報産業の振興に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 健康長寿産業の振興に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (7) 産業の立地に関すること。
- (8) 宇宙航空産業の振興に関すること。

(9) 苫小牧東部地域及び石狩湾新港地域の開発に関すること。

第13条の4の科学技術振興課の事項を削り、同条を第13条の6とする。

第13条の3を第13条の5とし、第13条の2の次に次の2条を加える。

（経済部食関連産業局の課）

第13条の3 経済部食関連産業局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

食産業振興課

- (1) 食関連産業の振興に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。
- (2) 道産食品の輸出の拡大に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。
- (3) 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区に関すること。
- (4) 地域食品加工技術センターに関すること。
- (5) マーケティング支援に関すること。
- (6) 食クラスター活動の推進に関すること。
- (7) 道産ワインの振興に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。

（経済部観光局の課）

第13条の4 経済部観光局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

観光振興課

- (1) 観光振興対策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 観光客の誘致及び観光地づくりの促進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 国際観光及び体験型観光の推進に関すること。

第14条の2の技術普及課の事項中第10号を第13号とし、第7号から第9号までを3号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 農業経営及び農山漁村生活の改善に関すること。
- (8) 新規就農の促進並びに農村女性、農村青少年及び農村高齢者の組織の育成に関すること。
- (9) 農業大学校に関すること。

第14条の3の農業経営課の事項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号から第9号までを3号ずつ繰り上げ、同事項第10号中「こと」の次に「（他課の主管に属するものを除く。）」を加え、同号を同事項第7号とし、同事項中第11号を第8号とし、第12号から第14号までを3号ずつ繰り上げる。

第19条の建設政策課の事項を次のように改める。

建設政策課

- (1) 建設行政の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 北海道新幹線の建設に関連する公共事業等に係る調整に関すること。

第20条の2の都市計画課の事項第8号を削る。

第20条の4第2項を削る。

第25条の2第1項中「北方領土対策本部
胆振東部地震災害復興支援室」を「北方領土対策本部」に改める。

第29条の表中

北海道私立学校審議会	法人局学事課
北海道公益認定等審議会	法人局法人団体課
北海道地方独立行政法人評価委員会	法人局独立行政法人課

を

北海道私立学校審議会	教育・法人局学事課
北海道いじめ調査委員会	教育・法人局総合教育推進課
北海道公益認定等審議会	教育・法人局法人団体課
北海道地方独立行政法人評価委員会	教育・法人局大学法人課

に、

北海道総合開発委員会	総合政 策部	政策局
北海道政策評価委員会		政策局計画推進課
北海道国土利用計画審議会		政策局土地水対策課
北海道土地利用審査会		政策局土地水対策課
北海道水資源保全審議会		政策局土地水対策課
北海道いじめ調査委員会		政策局総合教育推進課

を

北海道総合開発委員会	総合政 策部	計画局計画推進課
北海道政策評価委員会		計画局計画推進課
北海道国土利用計画審議会		計画局土地水対策課
北海道土地利用審査会		計画局土地水対策課
北海道水資源保全審議会		計画局土地水対策課
北海道科学技術審議会		次世代社会戦略局科学技術振興課

に、

北海道がん対策推進委員会	健康安全局地域保健課
北海道エキノコックス症対策協議会	健康安全局地域保健課

を

北海道がん対策推進委員会	健康安全局地域保健課
--------------	------------

に改め、同表北海道製菓衛生師試験委員会の項の次に次のように加える。

北海道エキノコックス症対策協議会	感染症対策局感染症対策課
------------------	--------------

第29条の表中

北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター指定管理者候補者選定委員会	経済部	食関連産業室
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター指定管理者候補者選定委員会		食関連産業室
北海道商工業振興審議会		経済企画局経済企画課
北海道観光審議会		観光局

を

北海道商工業振興審議会	経済部	経済企画局経済企画課
北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター指定管理者候補者選定委員会		食関連産業局食産業振興課
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター指定管理者候補者選定委員会		食関連産業局食産業振興課
北海道観光審議会		観光局観光振興課

に、

北海道科学技術審議会	産業振興局科学技術振興課
北海道労働審議会	

を

北海道労働審議会	労働政策局雇用労政課
----------	------------

に改める。

第76条の総務部の事項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 博物館交流の促進及び社会貢献に関すること。

第76条の学芸部の事項中第8号を削り、第9号を第8号とし、同事項第10号中「及び社会

貢献」を削り、同号を同事項第9号とする。

第94条第1項の感染症センターの事項に次の3号を加える。

- (7) 感染症に関する感染状況の把握、遺伝子解析及び流行予測を行うこと。
- (8) 感染症対策に関する情報の収集、分析及び還元を行うこと。
- (9) 前2号に係る感染症に関する指導及び専門研修を行うこと。

第94条第2項中「を置き、感染症部の分掌事務は、前項の感染症センターの分掌事務」を「及び健康危機管理部を置き、感染症部の分掌事務は前項の感染症センターの分掌事務のうち第1号から第6号までに掲げる事務とし、健康危機管理部の分掌事務は同項の感染症センターの分掌事務のうち第7号から第9号までに掲げる事務」に改める。

第123条中「庶務課、保健福祉推進部及び相談支援部」を「総務審査課及び地域支援相談課」に改め、同条の庶務課の事項中「庶務課」を「総務審査課」に改め、同事項第3号中「他部」を「他課」に改め、同号を同事項第5号とし、同事項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 精神障害者保健福祉手帳及び通院医療に関すること。
- (4) 精神医療審査会に関すること。

第123条の保健福祉推進部の事項を削り、同条の相談支援部の事項中「相談支援部」を「地域支援相談課」に改め、第6号を第8号とし、第1号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、同事項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 精神保健福祉施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する知識の普及を行うこと。

第279条の3の表北海道精神医療審査会の項中「精神保健福祉センター保健福祉推進部」を「精神保健福祉センター総務審査課」に改める。

別表第1の8の事項の表後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所の項、胆振総合振興局室蘭建設管理部洞爺出張所の項、胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所の項及び胆振総合振興局室蘭建設管理部浦河出張所の項中「施設保全室」を削る。

別表第9中

総合政策部	地域振興監	上司の命を受け、地域創生及び地域振興の推進に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
-------	-------	---

を

総合政策部	次世代社会戦略監	上司の命を受け、未来技術の活用及び情報化の総合的な推進等に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
	地域振興監	上司の命を受け、地域創生及び地域振興の推進に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。

に、

保健福祉部	少子高齢化対策監	上司の命を受け、少子高齢化対策に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
-------	----------	---

を

保健福祉部	新型コロナウイルス感染症対策監	上司の命を受け、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
	少子高齢化対策監	上司の命を受け、少子高齢化対策に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。

に改め、同表保健福祉部健康安全局国保医療課の項の次に次のように加える。

保健福祉部感染症対策局感染症対策課	医療参事	上司の命を受け、感染症の発生予防に関する事務に従事する。
	医療参事	上司の命を受け、感染症患者に対する医療に関する事務に従事する。
	医療参事	上司の命を受け、感染症のまん延防止に関する事務に従事する。

別表第9の保健福祉部福祉局施設運営指導課の項を削る。

別表第10の(1)の事項の表中

精神保健福祉センター旭川子ども総合療育センター			を
-------------------------	--	--	---

旭川子ども総合療育センター			に改め、別表第
---------------	--	--	---------

10の(2)の事項の表中

胆振総合振興局室蘭建設管理部出	事務所長	
-----------------	------	--

張所の総合 治水事務所			を
総合振興局 及び留萌振 興局の建設 管理部出張 所の事業所	事業所長		
に改める。			
総合振興局 及び留萌振 興局の建設 管理部出張 所の事業所	事業所長		
別表第11の(1)の事項の表中			
「原子力環境 センター」を「原子力環境 センター 精神保健福 祉センター」に、			
「精神保健セ ンター」を「精神保健福 祉センター の課」に、			
「心身障害者 総合相談所 の課 精神保健福 祉センター の部」を「心身障害者 総合相談所 の課 精神保健福 祉センター の課」に改め、同表中			
「精神保健福 祉センター の部」	副部長	部長を補佐し、部の事務を整理する。	を削り、別表
第11の(2)の事項の表中			
「胆振総合振興 局室蘭建設管			
理部出張所の 総合治水事務 所 総合振興局の 建設管理部空 港管理事務所			を
総合振興局の 建設管理部空 港管理事務所			に、
児童相談所 の分室	主任児童福 祉司	上司の命を受け、児童福祉司を総括し、児童 福祉の専門的技術指導等の事務に従事する。	を
児童相談所の 分室	主幹	上司の命を受け、分室の主管に属する特定の 事務に従事する。	に、
	主任児童福 祉司	上司の命を受け、児童福祉司を総括し、児童 福祉の専門的技術指導等の事務に従事する。	
総合振興局及 び留萌振興局 の建設管理部 出張所 胆振総合振興 局室蘭建設管 理部出張所の 総合治水事務 所			を
総合振興局及 び留萌振興局 の建設管理部 出張所			に改める。
別表第15の(1)の事項の表危機対策調整員の項の次に次のように加える。			
デジタル化推 進幹	上司の命を受け、行政のデジタル化の推進等 に関する専門的業務に従事する。		

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁の室及び課の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる本庁の室及び課の相当の職員となるものとする。

総務部法人局学事課	総務部教育・法人局学事課
総務部法人局法人団体課	総務部教育・法人局法人団体課
総務部法人局独立行政法人課（北海道公立大学法人札幌医科大学に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部教育・法人局大学法人課
総務部法人局独立行政法人課（北海道公立大学法人札幌医科大学に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課
総合政策部政策局計画推進課	総合政策部計画局計画推進課
総合政策部政策局土地水対策課	総合政策部計画局土地水対策課
総合政策部情報統計局情報政策課	総合政策部次世代社会戦略局情報政策課
総合政策部情報統計局統計課	総合政策部計画局統計課
総合政策部地域創生局胆振東部地震災害復興支援室	総合政策部地域創生局地域政策課
総合政策部交通政策局新幹線推進室	総合政策部交通政策局交通企画課
保健福祉部総務課（新型コロナウイルス感染症対策の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部感染症対策局感染症対策課
保健福祉部健康安全局地域保健課（感染症対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部感染症対策局感染症対策課
保健福祉部福祉局地域福祉課（介護人材系の職員である者に限る。）	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課
保健福祉部福祉局地域福祉課（保育人材系の職員である者に限る。）	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課
保健福祉部福祉局施設運営指導課（法人運営係の職員である者に限る。）	保健福祉部福祉局地域福祉課
保健福祉部福祉局施設運営指導課（介護事業指定係又は介護事業指導係の職員である者に限る。）	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課
保健福祉部福祉局施設運営指導課（障がい	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

い事業指定係又は障がい事業指導係の職員である者に限る。)

経済部食関連産業室	経済部食関連産業局食産業振興課
経済部経済企画局国際経済室	経済部経済企画局国際経済課
経済部観光局	経済部観光局観光振興課
経済部産業振興局科学技術振興課（宇宙航空産業に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課
経済部産業振興局科学技術振興課（宇宙航空産業に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部産業振興局産業振興課
経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課（新エネルギー、洋上風力及び水素産業に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課省エネ・新エネ促進室
農政部農業経営局農業経営課（担い手対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部生産振興局技術普及課
建設部建築局建築保全課工事検査室	建設部建築局建築保全課

- 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であつて、別に発令をされないものは、施行日後も引き続き同表の当該右欄の職を命ぜられるものとする。

総務部法人局学事課長	総務部教育・法人局学事課長
総務部法人局法人団体課長	総務部教育・法人局法人団体課長
総合政策部政策局計画推進課長	総合政策部計画局計画推進課長
総合政策部政策局計画推進課社会資本・強靱化担当課長	総合政策部計画局計画推進課社会資本・強靱化担当課長
総合政策部政策局土地水対策課長	総合政策部計画局土地水対策課長
総合政策部政策局総合教育推進課長	総務部教育・法人局総合教育推進課長
総合政策部国際局国際経済担当課長	総合政策部国際局経済交流担当課長
総合政策部情報統計局情報政策課長	総合政策部次世代社会戦略局情報政策課長
総合政策部情報統計局情報政策課情報基盤担当課長	総合政策部次世代社会戦略局情報政策課情報基盤担当課長
総合政策部情報統計局統計課長	総合政策部計画局統計課長
保健福祉部総務課参事（新型コロナウイルス感染症対策の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部感染症対策局感染症対策課感染症対策調整担当課長

保健福祉部健康安全局地域保健課参事 (感染症予防対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部感染症対策局感染症対策課感染症予防対策担当課長	務を処理すべきこととされている者に限る。)	長
保健福祉部健康安全局地域保健課参事 (感染症に係る医療体制に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部感染症対策局感染症対策課医療体制担当課長	経済部観光局参事(精神保健調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部観光局観光振興課精神保健調整担当課長
保健福祉部健康安全局地域保健課保健活動支援担当課長	保健福祉部感染症対策局感染症対策課交付金担当課長	経済部観光局参事(建設政策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部観光局観光振興課建設政策担当課長
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神保健担当課長	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神医療担当課長	経済部産業振興局科学技術振興課長	総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課長
経済部食関連産業室参事(輸出振興及び食品研究に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部食関連産業局食産業振興課長	建設部まちづくり局都市計画課新幹線基盤支援担当課長	建設部建設政策局建設政策課交通基盤担当課長
経済部食関連産業室参事(販路拡大、食クラスター及びブランド推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部食関連産業局食産業振興課食ブランド担当課長	建設部建築局建築保全課工事検査室長	建設部建築局建築保全課建築技術・検査担当課長
経済部経済企画局国際経済室参事	経済部経済企画局国際経済課長	環境生活部環境局自然環境課課長補佐 (エゾシカの有効活用に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部環境局自然環境課主幹
経済部観光局参事(観光政策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部観光局観光振興課長	環境生活部スポーツ局スポーツ振興課主幹 (障がい者スポーツの振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部スポーツ局スポーツ振興課オリンピック・パラリンピック連携室主幹
経済部観光局参事(観光財源に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部観光局観光振興課観光事業担当課長	保健福祉部総務課主幹(新型コロナウイルス感染症対策の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部感染症対策局感染症対策課課長補佐
経済部観光局参事(観光地づくりに関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部観光局観光振興課観光地づくり担当課長	保健福祉部地域医療推進局医務業務課主幹 (業務に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部地域医療推進局医務業務課課長補佐
経済部観光局参事(誘客推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部観光局観光振興課誘客推進担当課長	保健福祉部健康安全局地域保健課主幹 (難病対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部健康安全局地域保健課課長補佐
経済部観光局参事(I R 及び M I C E の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部観光局観光振興課国際戦略担当課長	保健福祉部健康安全局地域保健課主幹 (感染症予防対策、感染症に係る医療体制又は感染症に係る保健相談に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部感染症対策局感染症対策課課長補佐
経済部観光局参事(アドベンチャートラベルに関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部観光局観光振興課アドベンチャートラベル担当課長	保健福祉部健康安全局食品衛生課主幹 (食肉検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部健康安全局食品衛生課課長補佐
経済部観光局参事(国際航空連携に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部観光局観光振興課国際航空連携担当課長	保健福祉部福祉局施設運営指導課課長補	保健福祉部福祉局地域福祉課課長補佐
経済部観光局参事(環境政策に関する事	経済部観光局観光振興課環境政策担当課		

佐（法人運営に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）		総合政策部政策局土地水対策課調整係長	総合政策部計画局土地水対策課調整係長
経済部食関連産業室主幹	経済部食関連産業局食産業振興課課長補佐	総合政策部政策局土地水対策課水資源保全係長	総合政策部計画局土地水対策課水資源保全係長
経済部経済企画局国際経済室主幹（海外との経済交流に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部経済企画局国際経済課課長補佐	総合政策部情報統計局情報政策課情報システム係長	総合政策部次世代社会戦略局情報政策課情報システム係長
経済部観光局主幹（観光政策、観光企画、観光地づくり又は誘客推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部観光局観光振興課課長補佐	総合政策部情報統計局情報政策課情報基盤係長	総合政策部次世代社会戦略局情報政策課情報基盤係長
経済部産業振興局産業振興課主幹（立地推進及びデータセンターに関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部産業振興局産業振興課課長補佐	総合政策部情報統計局情報政策課通信基盤係長	総合政策部次世代社会戦略局情報政策課通信基盤係長
経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課課長補佐（新エネルギーに関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課省エネ・新エネ促進室主幹	総合政策部情報統計局統計課企画情報係長	総合政策部計画局統計課企画情報係長
建設部建設政策局建設政策課課長補佐（政策の調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部建設政策局建設政策課主幹	総合政策部情報統計局統計課生活統計係長	総合政策部計画局統計課生活統計係長
建設部まちづくり局都市計画課課長補佐（都市政策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部建設政策局建設政策課課長補佐	総合政策部情報統計局統計課経済統計係長	総合政策部計画局統計課経済統計係長
建設部建築局建築保全課工事検査室主幹	建設部建築局建築保全課課長補佐	総合政策部情報統計局統計課労働統計係長	総合政策部計画局統計課労働統計係長
総務部総務課庁舎保全係主査（本庁舎等の電気施設の保守等に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部総務課庁舎維持係長	環境生活部総務課企画調整係長	環境生活部総務課政策調整係長
総務部法人局学事課調整係長	総務部教育・法人局学事課調整係長	環境生活部環境局自然環境課エゾシカ活用係長	環境生活部環境局自然環境課主査
総務部法人局学事課幼稚園係長	総務部教育・法人局学事課幼稚園係長	環境生活部スポーツ局スポーツ振興課主査（障がい者スポーツの振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	環境生活部スポーツ局スポーツ振興課オリンピック・パラリンピック連携室主査
総務部法人局学事課中高専修係長	総務部教育・法人局学事課中高専修係長	保健福祉部総務課主査（新型コロナウイルス感染症対策の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部感染症対策局感染症対策課調整係長
総務部法人局学事課修学支援係長	総務部教育・法人局学事課修学支援係長	保健福祉部健康安全局地域保健課主査（感染症予防対策に係る体制整備に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部感染症対策局感染症対策課体制整備係長
総合政策部政策局計画推進課計画推進係長	総合政策部計画局計画推進課計画推進係長	保健福祉部健康安全局地域保健課主査（感染症予防対策に係る事業推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部感染症対策局感染症対策課事業推進係長
総合政策部政策局計画推進課政策評価係長	総合政策部計画局計画推進課政策評価係長	保健福祉部健康安全局地域保健課主査（感染症に係る医療体制に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部感染症対策局感染症対策課医療体制係長
総合政策部政策局計画推進課社会資本推進係長	総合政策部計画局計画推進課社会資本推進係長	保健福祉部健康安全局地域保健課保健活	保健福祉部感染症対策局感染症対策課交
総合政策部政策局計画推進課社会資本整備係長	総合政策部計画局計画推進課社会資本整備係長		

動支援係長	付金対策係長		
保健福祉部健康安全局地域保健課感染症対策係長	保健福祉部感染症対策局感染症対策課感染症対策係長	経済部観光局誘客係長	長
保健福祉部健康安全局地域保健課主査（保健所機能に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部感染症対策局感染症対策課保健所支援係長	経済部産業振興局科学技術振興課科学技術振興係長	経済部観光局観光振興課誘客係長
保健福祉部福祉局地域福祉課介護人材係長	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課介護人材係長	経済部産業振興局科学技術振興課産学官連携係長	総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課産学官連携係長
保健福祉部福祉局地域福祉課保育人材係長	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課保育人材係長	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課新エネルギー係長	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課省エネ・新エネ促進室新エネルギー係長
保健福祉部福祉局施設運営指導課法人運営係長	保健福祉部福祉局地域福祉課法人運営係長	農政部農業経営局農業経営課担い手対策係長	農政部生産振興局技術普及課担い手対策係長
保健福祉部福祉局施設運営指導課介護事業指定係長	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課事業指定係長	農政部農業経営局農業経営課主査（生産振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部生産振興局農産振興課主査
保健福祉部福祉局施設運営指導課介護事業指導係長	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課事業指導係長	水産林務部水産局水産経営課組合金融係長	水産林務部水産局水産経営課組合係長
保健福祉部福祉局施設運営指導課障がい事業指導係長	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課事業指導係長	建設部まちづくり局都市計画課都市政策係長	建設部建設政策局建設政策課交通基盤係長
保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課保育育成係長	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係長	建設部まちづくり局都市計画課主査（北海道新幹線の建設に関連する公共事業等に係る調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部建設政策局建設政策課主査
経済部食関連産業室輸出振興係長	経済部食関連産業局食産業振興課輸出振興係長	精神保健福祉センター事務長	精神保健福祉センター次長
経済部食関連産業室食品研究係長	経済部食関連産業局食産業振興課食品研究係長	精神保健福祉センター保健福祉推進部長	精神保健福祉センター総務審査課長
経済部食関連産業室食クラスター係長	経済部食関連産業局食産業振興課食クラスター係長	精神保健福祉センター相談支援部長	精神保健福祉センター地域支援相談課長
経済部食関連産業室販路拡大係長	経済部食関連産業局食産業振興課マーケティング係長	精神保健福祉センター保健福祉推進部主査（精神障害者保健福祉手帳及び通院医療に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	精神保健福祉センター総務審査課審査係長
経済部食関連産業室ブランド推進係長	経済部食関連産業局食産業振興課ブランド推進係長	精神保健福祉センター保健福祉推進部主査（精神医療審査会に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	精神保健福祉センター総務審査課主査
経済部経済企画局国際経済室国際経済係長	経済部経済企画局国際経済課国際経済係長	精神保健福祉センター相談支援部主査（地域の精神保健活動の推進に関する関係機関への技術的支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	精神保健福祉センター地域支援相談課技術支援係長
経済部経済企画局国際経済室経済交流第一係長	経済部経済企画局国際経済課経済交流第一係長	精神保健福祉センター相談支援部主査（精神保健及び精神障害者福祉に関する相談、指導及び調査研究に関する事務を	精神保健福祉センター地域支援相談課相談研究係長
経済部観光局観光政策係長	経済部観光局観光振興課観光政策係長		
経済部観光局民泊係長	経済部観光局観光振興課民泊係長		
経済部観光局観光地づくり係長	経済部観光局観光振興課観光地づくり係		

処理すべきこととされている者に限る。)	
北見高等技術専門学院訓練管理課電子機械科長	北見高等技術専門学院訓練管理課機械技術科長
苫小牧高等技術専門学院訓練管理課機械科長	苫小牧高等技術専門学院訓練管理課精密機械科長
石狩振興局石狩農業改良普及センター石狩北部支所地域第三係長	石狩振興局石狩農業改良普及センター石狩北部支所主査
後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所施設保全室主査	後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所主査
胆振総合振興局室蘭建設管理部洞爺出張所施設保全室主査	胆振総合振興局室蘭建設管理部洞爺出張所主査
胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所施設保全室主査	胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所主査
胆振総合振興局室蘭建設管理部浦河出張所施設保全室主査	胆振総合振興局室蘭建設管理部浦河出張所主査

(北海道職員倫理規則の一部改正)

4 北海道職員倫理規則（平成12年北海道規則第158号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第28号を第30号とし、第9号から第27号までを2号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

10 新型コロナウイルス感染症対策監

別表第1中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 次世代社会戦略監